

アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)
特許及び意匠に関するハラレ議定書

ARIPO 管理委員会

2006年11月24日改正

目次

第1条 概要

第2条 出願の提出及び送付

第3条 特許

第3条の2 特許協力条約(PCT)に基づく国際出願

第3条の3 実用新案

第4条 意匠

第4条の2 審判部第5条 規則

第6条 発効及び最終規定

第1条 概要

アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)は、その事務局(以下「事務局」という)を通して、当該議定書の規定に基づき、締約国に代わって特許を付与し、かつ、実用新案、及び、意匠を登録し、かつ、係る特許、実用新案及び意匠を管理する権限を有する。

第2条 出願の提出及び送付

(1) 事務局による特許の付与又は実用新案及び意匠の登録は、締約国の法が容認するところで、出願人の権限を有する代理人、又は当該出願人が、当該事務局、又は、締約国の産業財産権庁に提出するものとする。

(2) 締約国の産業財産権庁に提出された出願は、本条(1)の規定に基づき事務局に同日に提出されたと同じ効力をもつものとする。

(3) 本条(1)及び(2)の規定は、いずれの締約国においても、以下の様な法規定の適用を妨げるものではないものとする。

(a) 発明の要旨の性格上、当該国の管轄当局の事前の認可なく海外に伝えることができないような発明を所管し、又は、

(b) 各出願が、締約国の産業財産権庁にまず最初に出願されること又は事前認可を前提に別の当局に直接出願することすること

(4) 出願人の代理人は、いずれかの締約国の産業財産権庁に対し出願人を代表する権利を有する法定代理人、代理人、又は、弁護士とする。

(a) 出願は、当該事務局に直接提出するが出願人の通常の住居又は主たる事業所が当該事務局の受入国に所在していない場合、又は、

(b) 締約国に住居又は主たる事業所を有しない出願人が、締約国の産業財産権庁に出願を提出する場合は、出願人は代理人を立てるものとする。

(5) 締約国の産業財産権庁に対して出願が行われる場合、当該事務局は、出願を受領後、一ヶ月以内に係る出願を事務局に送付するものとする。

第3条 特許

(1) 特許出願は、

(i) 出願人を特定し、

(ii) 規定のとおり、発明の明細、一つ又は二つ以上の請求の範囲、図面、必要であれば要約が含まれており、

(iii) 認可を要求する特許の締約国を指定し、

(iv) 指定手数料支払いの対象となるものとする。

(1A) 特許出願が、ある製品の微生物学的方法を記載している、又は発明の請求範囲としている場合、発明の実施のためには、出願日に一般に入手できない微生物の利用が必要で、それが、出願の明細書に基づいて生産又は入手できないような微生物である場合、当該微生物は、出願の受理前に当該規則に定められる方法で処理されるものとする。

(2) (a) 事務局は、出願が、出願の形式要件を満たしているかを審査し、及び、出願に対する適切な出願日を認めるものとする。

(b) もし、事務局が、出願が形式要件を満足していないと判断した場合は、事務局は、その旨を出願人に通知し、所定期間内に係る要件を満たすよう要請するものとする。もし、出願人が所定期間内に

係る要件を満たさない場合、事務局は、出願を拒絶するものとする。

(c) 事務局は、各指定国に、所定の形式要件を満たす特許出願が提出されたという事実を通知するものとする。

(3) 事務局は、係る特許出願の実体審査を実施又は調整するものとする。

もし、事務局が、係る出願に請求されている発明が(10)に言及されている特許性要件を満たしていないと判断した場合、事務局は出願を拒絶するものとする。

(4) 以下の様な場合、

(a) 当該条項(2)(b)又は(3)

(b) ARIPO の枠組み内でその他のいずれかの議定書において、事務局が拒絶するいずれの出願も、所定の期間内であれば、出願人は、事務局に対し当該事項の再検討を、請求することができる。

(5) 事務局が係る出願を再審査後、事務局が依然として当該出願は拒絶されるべきと考える場合、出願人は、係る事務局の決定について、当該議定書4の2にある条件に定められているとおり、審判部に不服を申し立てることができる。

(6) 事務局により特許が付与された場合、(5)に言及の通り通知日より6ヶ月の期限満了以前であれば、指定国は、特許は以下の様な理由により係る領域で当該特許が効力を有しないものである旨を書面により事務局に通報することができる。

(i) 当該発明は、当該議定書の規定により特許化されない、又は、

(ii) 発明の性格上、特許は、当該国の国内法に基づき登録、又は、付与できず、又は効力を有しないものであるため。

(7) 上記6ヶ月の期限満了後は、事務局が、付与した特許は(6)でいう通報を行わなかった指定国においては効力を有するものとする。事務局は付与したされた特許を公開するものとする。

(8) 再審査の請求をしたにもかかわらず、当該事務局が(4)に基づき出願を拒絶する場合、出願人は、当該拒絶に関する通知を受けてから3ヶ月以内であれば、当該出願をいずれかの指定国の国内法に従って行われた出願として取扱うよう請求することができる。

(9) 特許付与又は拒絶の前であれば、いつの段階でも、特許出願人は、指定料金を払い込み次第、当該出願を実用新案に変更でき、当該出願日が最初の出願の出願日と認定されるものとする。出願は、本項に基づき、2回以上の変更はできない。

(10) 事務局により付与された特許の発明は、新規で、進歩性があり、かつ産業上利用可能なものとする。発明は先行技術からみて予測されなければ新規である。世界のどこであっても文書による開示(図面及びその他イラストを含む)又は使用又は展示によって一般に公開されているものはいかなるものでも、当該公開が、出願日より前であれば、先行技術として考慮されるものとする、又、優先権が主張される場合は、当該優先日が正当に主張される前であって、さらに、公的または公認の展示会による当該発明の開示が当該出願日より6ヶ月以下の場合は考慮されない。

(11) 出願1年後ごとに、事務局は所定の年間維持手数料を徴収するが、その一部は関係指定国間に分配されるものとする。出願又は登録の維持に関して、手数料額は締約国の数によるものとする。事務局が付与する特許は、それが維持されている限り、各指定国内で登録、付与された特許と同じ効力、あるいは、その他、適用される国内法の下、同じ効力を有する。特許の存続期間は出願日から20年とする。

(12) 事務局が付与した特許は、各指定国において、強制実施権、公益に関わる特許発明の権利の喪失又は利用に関する国内適用法の規定に従うものとする。

第3条の2 特許協力条約(PCT)に基づく国際出願

(1) 本条において

「特許協力条約」とは、当該条約に基づく規則及び実施細則を含む、1970年6月19日ワシントンで結ばれた特許協力条約のことを言う。

「国際出願」とは、特許協力条約に基づき提出された特許出願を意味する。

(2) 特許協力条約にも拘束される締約国内における国際出願で、本議定書の既定の下、特許取得のために指定されたものは、本議定書に基づき特許付与のための出願とみなされる。特許協力条約の規定は、本議定書の規定及び、本議定書の規則に加えてこのような国際出願にも適用されるものとする。抵触のある場合は、特許協力条約の規定が適用されるものとする。

(3) ARIPO 事務局は、特許協力条約にも拘束される締約国を国籍とするか、居所を有する出願人が申請した国際出願に関して、特許協力条約第2条(xv)の下、受理官庁としての役割を果たすことができる。

(4) ARIPO 事務局は、本条(2)に言及される国際出願に関して、特許協力条約第2条(xiii)の下、指定官庁としての役割を果たすものとする。

(5) ARIPO 事務局は本条(2)に言及される国際出願に関して、特許協力条約第31条(4)の下、国際予備審査の為に締約国が選定される場合は、特許協力条約第2条(xiv)の下、選択官庁としての役割を果たすものとする。

(6) 本条(2)に言及されている国際出願に関して、本条各項の一般性を制限することなく、

(i) 2条及び3条(2)は適用されない。

(ii) 3条(11)の下、支払期限の定められるどの年間維持手数料も、特許協力条約の22条又は39条(1)(a)の下での適切な支払期日まで支払う必要はない。

第3条の3 実用新案

(1) 本条において、「実用新案」とは、何らかの利益、又は新規の効果に寄与する、又は、時間、エネルギー、労働力を節減する、又は、係る対象物が、より良い又は異なる機能、用途、加工又は製造技術を、あるいは、有用性、環境上の利点を提供できる限りにおいて、日用品としての電化製品、加工工具及び道具、電気及び電子回路、道具、手工芸品、装置、又はその他の物品、もしくはその一部の構成要素に関する形状、構造、又は配置を意味し、かつ、微生物、又はその他自己複製可能な材料、遺伝資源を使用する製品、新規の効力をもたらす薬草及び栄養製剤が含まれる。

(2) 実用新案は、それが新規で産業上利用可能であれば、当該議定書に基づき保護されるものとする。

(3) 実用新案の登録出願は、

(i) 出願人を特定し、

(ii) 規定の通り、実用新案の明細、一つ又は二つ以上の請求の範囲、図面又は模型、及び、要約を含むものとし、

(iii) 実用新案の登録を求める締約国を指名し、

(iv) 指定手数料支払の対象となるものとする。

(4) (a) 事務局は、出願の形式要件が条件を満たしているかを審査し、そして、当該出願に適切な出願日を与えるものとする。

(b) もし、事務局が、当該出願が形式要件を満たしていないと判断した場合は、その旨を出願人に通知し、所定期間内に係る要件を満たすよう要請するものとする。もし、出願人が所定期間内に係る要件を満たさない場合、事務局は、出願を拒絶するものとする。

(c) 事務局は、各指定国に、所定の形式要件を満たす実用新案登録が提出されたという事実を通知するものとする。

(5) 事務局は係る実用新案出願の実体審査を実施又は調整するものとする。

もし、事務局が、当該出願が本条(2)に言及されている実用新案の要件を満たしていないと判断した場合、事務局は出願を拒絶するものとする。

(6) 以下の様な場合、

(a) 本条4(b) 又は (5)の下

(b) ARIPO の枠組み内でのその他のいずれかの議定書において、事務局が拒絶するいずれの出願も、所定期間内であれば、出願人は、事務局に対しその再検討を、請求することができる。

(7) もし、事務局が当該出願の再検討後も依然として当該出願は拒絶されるべきと考える場合、出願人は、事務局の決定について、審判部に不服を申し立てることができる。

(8) 指定国は、例え当該事務局により実用新案が登録されても、登録は以下の様な理由により係る領域で効力を有しないものである旨を本条4(c)に言及の通り通知日より6ヶ月の期限満了前に、書面により事務局に通報することができる。

(i) 当該実用新案は、当該議定書の規定により登録できない、又は、

(ii) 当該実用新案の性格上、実用新案は、当該国の国内法に基づき、登録できず、又は効力を有さないものであるため。

(9) もし、事務局が、本条(7)に基づき再考の請求(再検討の要請)をしたにもかかわらず出願を拒絶する場合、出願人は、拒絶に関する通知を受けてから3ヶ月以内であれば、当該出願をいずれかの指定国の国内法に従って行われた出願として取扱われるよう旨を請求することができる。

(10) 出願申請1年後ごとに、事務局は所定の年間維持手数料を徴収するが、その一部は関係指定国間に分配されるものとする。出願又は登録の維持に関して、手数料額は締約国の数によるものとする。それが維持されているという条件の下、事務局が登録する実用新案の存続期間は出願日から10年とする。

(11) 実用新案の出願の拒絶又は登録以前であればいつでも、実用新案の出願人は、所定手数料を払い込み次第、当該出願を特許出願に変更することができ、当該出願日が最初の出願の出願日と認定されるものとする。

(12) 事務局が登録した実用新案は、各指定国において、強制実施権、公益に関わる実用新案の喪失又は利用に関する国内適用法の規定に従うものとする。

第4条 意匠

(1) 意匠登録のための出願は、

(i) 出願人を特定し、

(ii) 意匠に係わる物品を示し、

(iii) 実用新案の登録を求める締約国を指定し、

(iv) 所定手数料の支払いの対象となるものとする。

(2) (a) 事務局は、出願が、出願の形式要件を満たしているか審査し、そして、当該出願に適切な出願日を与えるものとする。

(b) もし、事務局が、出願が形式要件を満たしていないと判断した場合は、事務局は、その旨を出願人に通知し、所定期間内に係る要件を満たすよう要請するものとする。もし、出願人が上述の所定期間内に係る要件を満たさない場合、事務局は、出願を拒絶するものとする。

(c) 事務局は、各指定国に、所定の形式要件を満たす意匠登録のための出願がなされたという事実を通知するものとする。

(3) 指定国は、例え事務局により意匠が登録されても、登録は以下の様な理由により係る領域で効力を有しないものである旨を本条(2)(c)に言及の通り通知日より6ヶ月の期限満了前に、書面により事務局に通報することができる。

(i) 当該意匠が新規でない、

(ii) 当該意匠の性格上、意匠は、当該国の国内法に基づき、登録できず、又は、登録は効力を有さないものであるため。

(iii) テキスタイルデザインの場合で、特別登録の対象となるため。

(4) 上記6ヶ月の期限満了後、事務局は、意匠登録を有効なものとし、本条(3)に言及されている通報をしなかった係る指定国において効力を有するものとする。事務局は当該登録を公開するものとする。

(5) もし、事務局が当該出願を拒絶する場合、出願人は、当該拒絶に関する通知を受け取ってから3ヵ月以内であれば、当該出願をいずれの指定国の国内法に従って行われた出願として取扱われるべき旨を請求することができる。

(6) 出願申請1年後に、事務局は所定の年間維持手数料を徴収するが、その一部は関係指定国間で分配されるものとする。出願又は登録の維持に関して、手数料額は締約国の数によるものとする。それが維持されているという条件の下、事務局が効力を与えた意匠の登録は、各指定国内で登録されたものと同じ効力、あるいは、その他、適用される国内法の下、同じ効力を有する。そのような登録の存続期間は出願日から10年とする。

(7) 事務局が登録した意匠は、各指定国において、強制実施権又公益に関わる登録意匠の利用に関する国内適用法の規定に従うものとする。

第4条の2 審判部

(1) 本議定書により審判部を設定する。

(2) 審判部は知的財産に関する事柄に熟達した5名で、そのうち2名は審査官から成る。

(3) 審判部のどの会期でも少なくとも一人の審査官が出席するものとする。

(4) 審判部のメンバーは、ARIPO管理委員会によって、

(a) 2年任期、さらに一度の2年更新可能とし

(b) ARIPOの加盟国から、そして、

(c) その他の条件については、当該管理委員会の決定に基づいて、任命される。

(5) 審判部の機能は、

(a) 本議定書の第3条(4)に関して、出願人の申請する何らかの不服申し立てに対する検討及び決定をし

(b) 本議定書、標章に関するバンジュール議定書、又はその他ARIPO枠組み内の何らかの議定書の規定の実施に関して、事務局が行う最終的管理決定を見直し

(c) 審判部の権限の実施に関する又は付随する事柄についても決定を行う。

(6) 審判部の定足数は、3名とする。

(7) 審判部の決定を最終とする。

(8) 審判部は、自ら手続き規則を作成及び採用する権限を有するものとする。

第5条 規則

(1) ARIPO管理委員会は本議定書実施のための規則を作成するものとし、必要に応じて改正すること

ができる。

(2) 規則は特に以下に関するものとする。

- (i) 本議定書及び関連国際条約の当該規定の実施に必要な管理要件、手続きに関する事柄、又は詳細
- (ii) 事務局に支払う手数料及び当該締約国間で分配される一部の手数料の詳細

第6条 発効及び最終規定

(1) (a) ARIPO の加盟国、又は、アフリカ広域知的財産機関の創設に関する合意書第 IV 条(1)により加盟が開放されている ARIPO の加盟国は、以下に従い、本議定書の当事国となることができる。

(i) 署名後、批准書の寄託、又は

(ii) 加盟書の寄託

(b) 批准書又は加盟書はジンバブエ共和国に寄託されるものとする。

(c) 議定書は、3カ国が批准書又は加盟書を寄託してから3ヵ月後発効するものとする。

(d) 本条(1)(c)に基づき当該議定書が発効した時点で、当該議定書の当事国でないどの国も、当該国が批准書又は加盟書を寄託してから3ヵ月後、当該議定書の拘束をうけるものとする。

(2) (a) 本議定書の批准、又は、加盟は、アフリカ広域知的財産機関創設に関する合意書の受諾を必要とする。

(b) 本項(a)に言及される当該合意の加盟国でない国による本議定書に対する批准書又は加盟書の寄託は、当該国が本議定書に対する批准書又は加盟書を寄託した日、上記の合意加盟国となり発効するものとする。

(3) (a) いずれの締約国も、ジンバブエ共和国政府宛に通知することにより本議定書を破棄することができる。

(b) 廃棄の効果は、上記通知をジンバブエ共和国政府が受領してから6ヵ月後に発生するものとする。当該6ヵ月の期間満了前に事務局に申請されたいかなる特許出願、又は、意匠登録のための出願、あるいは、付与されたいかなる特許、又は、意匠登録にも影響を与えないものとする。

(4) (a) 本議定書は本書一通について署名をし、ジンバブエ共和国政府に寄託するものとする。

(b) ジンバブエ共和国政府は、本議定書の認証謄本を、当該締約国、その他アフリカ広域知的財産機関の加盟国、及び、アフリカ広域知的財産機関創設に関する合意書第 IV 条(1)、世界知的所有権機関、及び、国連アフリカ経済委員会に基づき加盟が開放されている国々に送付するものとする。